

公調委平成30年（セ）第5号 熊本市における飲食店からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件（以下「第1事件」という。）

公調委令和2年（セ）第4号 熊本市における飲食店からの悪臭・騒音による財産被害等責任裁定申請事件（以下「第2事件」という。）

裁 定

（当事者省略）

主 文

第1事件申請人ら及び第2事件申請人らの本件各裁定申請をいずれも棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 第1事件申請人ら

- (1) 被申請人は、申請人aに対し、5301万6694円を支払え。
- (2) 被申請人は、申請人bに対し、100万円を支払え。

2 第2事件申請人ら

- (1) 被申請人は、申請人cに対し、237万7600円を支払え。
- (2) 被申請人は、申請人dに対し、100万円を支払え。

3 被申請人

主文同旨

第2 事案の概要

第1事件は、被申請人の経営するレストラン（以下「本件店舗」という。）の隣接地に居住する第1事件申請人ら（以下「申請人aら」という。）が、本件店舗より生ずる悪臭及び騒音により精神的苦痛を被り、また、窓を開けて生活することができずエアコン等の設備購入を余儀なくされた上、現住地において生活することが困難な状態に陥ったなどと主張し、被申請人に対し、申請人

a（以下「申請人a」という。）は住宅移転費用及び慰謝料等合計5301万6694円、申請人b（以下「申請人b」という。）は慰謝料100万円の各支払を求める事案である。

第2事件は、本件店舗南側にある駐車場の隣接地に居住する第2事件申請人ら（以下「申請人cら」といい、申請人aらと併せて「申請人ら」という。）が、本件店舗より生ずる悪臭及び騒音により精神的苦痛を被り、また、それらを避けるためにサンルームの設置を余儀なくされたなどと主張し、被申請人に対し、申請人c（以下「申請人c」という。）はサンルーム設置費用及び慰謝料等合計237万7600円、申請人d（以下「申請人d」という。）は慰謝料100万円の各支払を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いのない事実、掲記の証拠及び審問の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者等

ア 申請人らは、平成16年3月以降、それぞれ頭書肩書地に居住している（審問の全趣旨）。

イ 被申請人は、平成28年11月に本件店舗の建物を購入し、平成29年2月11日以降、本件店舗において西洋料理店（レストラン）を営んでいる（審問の全趣旨）。

(2) 本件店舗及び申請人ら宅の状況等

ア 本件店舗は、平成16年7月に新築された平屋建ての建物である。本件店舗の南側には、被申請人や本件店舗の客が使用するための駐車場（以下「本件店舗駐車場」という。）があり、西側は道路に接している。

被申請人が平成29年2月から営業している本件店舗の平面図及びその周囲の状況は別紙のとおりである。本件店舗内北東側には厨房が設置されており、厨房内東側には3か所、北側には1か所のガラス窓があるほか、北東角にはガラス窓のついた勝手口がある。厨房内南東側の壁際にはコン

ロ（ガスレンジ）があり、コンロの上部には排気ファン及び排気ダクトが設置されている。排気ダクト内の空気は、排気ダクトを通過して本件店舗の外部にある排出口から排出されているところ、排出口の位置は排気ダクト設置当初から複数回変更されており、現在は別紙記載の位置（本件店舗西側）に設置されている。

また、本件店舗には合計5台のエアコンが設置されている。

（職2 [4、8、9頁]、職3 [2頁]、審問の全趣旨）

イ 申請人aら宅は、平成16年3月以前に新築された2階建ての建物である。申請人aら宅は、本件店舗の東側に位置しており、申請人aら宅と本件店舗との距離は約2.5mである。申請人aら宅の西側かつ本件店舗の北側には申請人aら宅の玄関前通路及び駐車場（以下「申請人ら宅駐車場」という。）が存在している。また、申請人aら宅には24時間換気システムが設置されている。（甲A1、職2）

ウ 申請人cら宅は、平成16年2月に新築された2階建ての建物である。申請人cら宅は、申請人aら宅の南側及び本件店舗駐車場の東側に位置している。また、申請人cら宅の屋根裏には24時間換気システムが設置されており、1階南東側にはサンルームが設置されている。（甲B1、5、職4、審問の全趣旨）

(3) 本件申請に至る経緯等

ア 申請人a及び申請人cは、被申請人が営業する本件店舗から発生する悪臭及び騒音による被害を受けているとして、平成××年××月××日、熊本県公害審査会に対し、被申請人を相手方として、公害紛争処理法第26条第1項に基づく調停申請をした（以下「本件調停」という。）。熊本県公害審査会は、現地調査や3回の調停期日を実施したが、平成××年××月××日、当事者間に合意が成立する見込みがないとして、上記調停を打ち切った。（甲A11）

イ 申請人 a らは、平成 30 年 1 月 1 日、当委員会に対し、第 1 事件に係る責任裁定申請をした。

ウ 申請人 c らは、令和 2 年 4 月 3 日、当委員会に対し、第 2 事件に係る責任裁定申請をした。

2 争点及びそれに対する当事者の主張

本件の争点は、被申請人の営業する本件店舗から発生する悪臭及び騒音により申請人らが受けている被害が、受忍限度を超えているといえるか否かである。

(1) 申請人 a らの主張

ア 被申請人の加害行為

被申請人は、本件店舗の営業中、営業後のみならず店休日にも窓を開けて換気をしており、午前 9 時頃から深夜まで、本件店舗の窓や排気ダクトから、ニンニク臭や焦げ臭い臭いなどが混ざった悪臭を発生させている。

また、被申請人は、本件店舗内から肉を叩くような「ドンドン」という地響きのような騒音や、調理中の冷蔵庫の開閉音、従業員の会話、電話対応の声などの騒音を生じさせているほか、本件店舗に設置されたエアコン室外機 5 台、連日午前 3 時頃に来るゴミ回収車、本件店舗の来店客の車両などからも騒音を生じさせている。

イ 申請人 a らの被害及び加害行為との因果関係

申請人 a ら宅は本件店舗の東側に隣接しており、本件店舗内厨房にも近い。また、本件店舗や申請人ら宅のある地域（以下「本件地域」という。）は西風が強いことから、本件店舗から生じた悪臭や騒音が風下にある申請人 a ら宅を直撃している。

申請人 a らは、本件店舗からの悪臭の侵入を防ぐため、自宅の窓を閉め切り、平成 29 年 2 月 12 日からは 24 時間換気システムの使用を停止した。そのため、室内の換気が十分にできず、自宅内でカビの発生や木製部分の腐食等が生じたり、トイレ等がサウナのような状態となって、申請人

aらやその家族に熱中症のような症状が生じたりしている。また、上記悪臭は申請人aら宅や自家用車に染み込み、臭いがつくため洗濯物や寝具を外に干すこともできない。申請人aら宅は2世帯住宅であるのに、娘や孫と同居することもできなくなってしまった。

さらに、本件店舗からの悪臭及び騒音により、申請人bには、頭痛や吐き気、嘔吐^{おう}、睡眠障害などが生じており、現在も病院に通院中である。申請人aにも、睡眠障害やぜん息の悪化などが生じており、ストレスによる体調不良で病院を受診するなどしている。

これらの申請人aらの経済的損害及び精神的損害は、本件店舗からの悪臭及び騒音によって生じたものであり、上記ア記載の加害行為と申請人aらの被害との間には因果関係がある。

ウ 申請人aらの被害が受忍限度を超えたものであること

(ア) 上記イのとおり、本件店舗から生じている悪臭や騒音は、申請人aらの心身や自宅等の財産に影響を与える重大なものである。

本件地域はもともと閑静な住宅街であり、申請人aらは、現在地で生活を開始した約20年前から本件店舗が開店するまで、きれいな空気を自由に取り入れることができたが、本件店舗が開店して以降現在までの間、悪臭や騒音にさらされ続けている。

被申請人は、本件地域が住宅街であり、本件店舗と申請人aら宅の距離が近いことから、本件店舗の営業により申請人aらを含む周辺住民に迷惑をかけるであろうことは分かっていたはずである。しかし、被申請人は、申請人aらに配慮することなく、厨房^{ちゅう}を申請人aら宅に面する位置に設置し、排気ダクトの排出口、エアコンの室外機及び給湯器等を申請人aら宅に面して設置したほか、申請人aらが室外機からの騒音等を防ぐための壁の設置を求めても、申請人aらが本件裁定申請をするまで設置しなかった。また、申請人aらは自宅の窓を開けることができず、

何年もの間苦しい生活を続けているのに、被申請人は、効果のある消臭、防音対策をとらず、営業のためだといって本件店舗の窓を自由に開けている。

これらの事情からすれば、申請人 a らの受けている被害は、受忍限度を超えたものであるといえる。

(イ) 被申請人は、排気ダクトの排出口の位置変更は申請人らの要望に従って行ったものであるなどと主張する。しかし、申請人 a らは、本件店舗の開店に際し、周辺に迷惑をかけないように設備配置などに配慮してほしい旨は伝えたが、排出口の位置について指示をしたことはない。そもそも、被申請人が当初から周辺の住宅等に配慮して排出口の位置を決めていれば、排出口の位置を変更する必要などなかった。

また、被申請人は、熊本市における騒音等の調査や公害等調整委員会の委託により中外テクノス株式会社（以下「中外テクノス」という。）が実施した臭気測定調査（職 3。以下「本件調査」という。）の際には、短時間営業とするなど通常と異なる対策をとっており、上記各調査の結果は通常の営業時のものとは異なる。

エ 損害

(ア) 申請人 a の損害 合計 5 3 0 1 万 6 6 9 4 円

a 自動車関連費用 5 3 万 5 8 3 0 円

申請人 a は、自動車を 2 台所有していたが、本件店舗の排気ダクトの排出口からの油煙や悪臭等が直撃して自動車に悪臭が染み込んだことから、1 台を処分して買い換え、もう 1 台のために新たに駐車場を借りた。その費用は計 5 3 万 5 8 3 0 円である。

b 板塀及び柵の工事費用 1 9 万 4 0 0 0 円

申請人 a は、本件店舗に設置されたエアコン室外機からの風等を防ぐため、申請人 a 宅と本件店舗との間に板塀を設置した。その費用

は19万4000円である。

c 洗面台費用 7万3126円

申請人aらは、本件店舗からの悪臭を防ぐために洗面所の窓を閉め切っていたところ、洗面所にカビ等が発生し、洗面台を購入・交換せざるを得なかった。その費用は7万3126円である。

d 壁紙（クロス）張り替え費用 110万1600円

申請人aらは、本件店舗からの悪臭を防ぐために申請人aら宅の窓を閉め切っていたところ、室内の壁や天井にしみ、カビが発生し、壁紙を貼り替えざるを得なかった。その費用は110万1600円である。

e エアコン購入費用 6万7898円

申請人aらは、本件店舗からの悪臭を防ぐために窓を開けられなかったことからエアコンを24時間稼働させていたところ、エアコンが故障し、新たなエアコンを購入せざるを得なかった。その費用は6万7898円である。

f 申請人bの治療費等 4万4240円

申請人bは、本件店舗からの悪臭及び騒音により体調不良となり、通院治療を受けなければならず、その治療費は申請人aが負担した。申請人aの負担した申請人bの治療費及び薬代（平成29年3月7日から平成30年10月31日までの分）並びに診断書代は計4万4240円である。

g 住宅移転費用 5000万円

申請人aらは、現状では自宅での生活を続けることはできず、引っ越しをせざるを得ない。現在の申請人aら宅と同程度の土地及び家屋（土地80坪、2世帯住宅、築14年）の購入、移転費用も本件と因果関係のある損害であり、その費用としては5000万円が見込まれ

る。

h 慰謝料 100万円

申請人 a は、本件店舗から生ずる悪臭及び騒音により大きなストレスを受けて睡眠障害となり精神的苦痛を被った。申請人 a の精神的苦痛に対する慰謝料は100万円が相当である。

(イ) 申請人 b の損害 100万円

申請人 b は、本件店舗から生ずる悪臭及び騒音により吐き気、嘔吐、睡眠障害等の症状が生じ、通院治療が必要になるなどして精神的苦痛を被った。申請人 b の精神的苦痛に対する慰謝料は100万円が相当である。

(2) 申請人 c らの主張

ア 加害行為

被申請人は、連日、本件店舗からのニンニク臭、油臭などの悪臭や、本件店舗駐車場での車両のドアの異常なまでの開閉、夜間の客の会話等による騒音を生じさせている。

イ 申請人 c らの被害及び加害行為との因果関係

(ア) 申請人 c らは、本件店舗からの悪臭により、窓を開けての換気や24時間換気システムの使用ができなくなり、さらに、床下換気口からの悪臭の侵入を防止するために換気口を塞いだことにより床下換気機能が使えないといった被害を受けているほか、寝具の外干しはできず、洗濯物を外干しすることも不快に感じるようになった。

また、申請人 c らは、本件店舗からの騒音により、睡眠や家族団らんの時間を妨害されている。

(イ) 申請人 c らは、上記アの加害行為により、自宅にいても心が休まる時間がなく、精神的ストレスを感じるようになった。また、現状は目に見えるレベルではないが、長期間室内や床下の換気ができておらず、申

請人cら宅の室内や構造体にカビが生じている可能性もある。

ウ 申請人cらの被害が受忍限度を超えたものであること

- (ア) 申請人cらは、本件調停前及び本件調停の際、被申請人に対し、悪臭や騒音の被害が生じていることを伝え、悪臭対策としてフィルターの設置等を提案したが、被申請人は資金不足等を理由に十分な対策を採らなかった。また、申請人cらは、本件店舗からの悪臭で窓も開けられない生活を送っているのに、被申請人は、営業時間外でも本件店舗の換気や温度上昇の防止を理由に窓を開けた状態にしている。

これらの事情からすれば、申請人cらの受けている被害は、受忍限度を超えたものであるといえる。

- (イ) なお、被申請人は、本件調査の際、通常の営業時とは異なる対策をとっていたものであり、その結果は申請人らが日常的に受けている被害の程度とは異なる。

エ 損害

- (ア) 申請人cの損害 合計237万7600円

- a サンルーム設置費用 51万円

申請人cらは、本件店舗からの悪臭により洗濯物や寝具を外に干すことができなくなったため、その対策として自宅にサンルームを設置した。その費用は51万円である。

- b 24時間換気システム関連費用 86万7600円

申請人cらは、自宅を新築する際、その性能が十分に発揮できるように費用をかけて24時間換気システムを設置したが、本件店舗からの悪臭により同システムが使用できず、無駄になってしまった。その費用86万7600円は、被申請人の加害行為と因果関係のある損害である。

- c 慰謝料 100万円

申請人cは、本件店舗からの悪臭及び騒音により精神的苦痛を被った。申請人cの精神的苦痛に対する慰謝料は100万円が相当である。

(イ) 申請人dの損害 100万円

申請人dは、本件店舗からの悪臭及び騒音により精神的苦痛を被った。申請人dの精神的苦痛に対する慰謝料は100万円が相当である。

(3) 被申請人の主張

ア 申請人らの悪臭に関する主張について

(ア) 被申請人は、本件店舗の開店前、申請人aより換気についての要望があったため、通常であれば店舗からすぐ外に排気ダクトを出して排出口を設置するところ、ダクトを延長し、申請人aら宅に排出口が向かないような配慮をした。被申請人は、その後も、申請人aらからの要望を受け、排出口の位置を屋根の上4mの位置に変更し、さらに本件店舗西側（道路側）に変更した。また、被申請人は、臭い除去のためのフィルター2層、油をとるためのフィルター1層を設置できるステンレスの箱を特注して排気ダクトの排出口に取り付け、臭いが出ないような工夫をした。

さらに、本件調停において、申請人らから本件店舗の窓を開けないようにとの要望があった。被申請人は、窓を全く開けなければ換気ができないし、保健所からも調理の際には換気をするように言われていたことから、窓を一切開けないという対応はできなかったものの、それ以降、コンロ横の窓をできる限り開けないようにしている。

(イ) 本件店舗からの臭気については、熊本市の職員から、基準を超えるような臭気は発生しておらず、これ以上の対策をとる必要はないと言われている。また、本件調査においても、環境省の臭気指数規制ガイドライン（以下「本件ガイドライン」という。）の飲食店における臭気強度を超えたのは極めて短時間であり、近隣の畑での肥料散布や他の飲食店

等からの臭気が影響を与えた可能性も否定できない。

本件地域は、飲食店の経営が許されている地域であり、住宅だけでなく飲食店なども点在しているところ、極めて短時間であっても臭気を出すことが許されないとすれば、飲食店の経営は不可能となってしまう。また、本件店舗によって臭気が発生しているとしても、上記のとおり極めて短時間のものであり、工場等のように長時間臭気を出し続けるものとは異なる。

上記（ア）のとおり、被申請人は、これまで、申請人らの要望にしたがって様々な対応をとってきたのであり、現時点で受忍限度を超えるような悪臭を発生させているとはいえない。

イ 申請人らの騒音に関する主張について

被申請人は本件店舗において騒音を発生させているつもりはないが、申請人らの要望に応じ、①平成30年12月頃、申請人aら宅と本件店舗との間に外壁フェンスを設置し、②同月下旬頃、本件店舗東側（申請人aら宅側）にあった室外機5台のうち2台を本件店舗西側（道路側）に移設し、③平成31年2月頃、本件店舗駐車場では車両のエンジンを停止し、長時間の会話等を控えてほしい旨を記載した看板を設置し、④ゴミ回収の時間を深夜から午前9時30分頃に変更した。さらに、被申請人は、令和元年8月16日、熊本市の職員から、午後10時以降にエアコン室外機や灯油ボイラーの音が規制基準を超えることがあるとの指摘を受け、⑤灯油ボイラーを本件店舗西側（道路側）に、エアコン室外機1台を本件店舗南側に移設した。さらに、⑥本件店舗東側に残った室外機2台にも囲いを設置している。

このように、被申請人は、十分な騒音対策を実施しており、本件店舗から生ずる音が受忍限度を超えることはない。

なお、本件店舗の営業時間が午後10時までの頃には、午後10時以降

にも片付け等のためにエアコン等を使用することがあったが、極めて短時間であったし、現在では営業時間を午後9時30分までに変更しており、午後10時以降にエアコン等を使用することはほとんどない。また、熊本市が規制基準を超えているとした騒音の程度も、規制基準をわずか3～4 d B上回っていたものに過ぎない。

ウ 申請人らの被害及び加害行為との因果関係について

いずれも争う。なお、申請人 a らの熊本市への相談内容等が記載された報告書(職1)には、一般人であれば気にならない程度のおいについて、申請人らが過剰に反応していたことをうかがわせる指摘がされている。

第3 当裁定委員会の判断

1 認定事実

前記前提事実、文中掲記の証拠及び審問の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 本件店舗及び周囲の状況等

ア 本件店舗の当初営業時間は、午前11時30分から概ね午後3時頃まで(ランチ営業)及び午後5時30分頃から概ね午後10時頃まで(ディナー営業)であり、定休日は月曜日である。被申請人又は本件店舗の従業員は、午前9時頃からランチ営業の仕込みを開始し、午後5時頃からディナー営業の仕込みを行うなどしている。来店客数は、ディナー営業の時間帯よりもランチ営業の時間帯の方が多く、最もよく注文されるランチメニューはハンバーグであり、ハンバーグ等のソースとして使用されるトマトソースにはニンニクが使用されている。(甲A21、職2[7頁]、審問の全趣旨)

イ 本件店舗及び申請人ら宅のある地域(本件地域)は、市街化調整区域であり、住居専用地域ではない。また、本件地域は平均的に西風が卓越する地域である。(職5[2、3頁])。

(2) 被申請人の対応

ア (ア) 申請人 a は、本件店舗の開店前、被申請人に対し、申請人 a から宅側に排気ダクトの排出口が来ないように配慮するように求めた。そこで、被申請人は、本件店舗内厨房のコンロ付近から本件店舗外に出ている排気ダクトを本件店舗東側外壁に沿って南側に延長し、排気ダクトの排出口の位置を変更する工事を実施したが、上記変更後の排出口も申請人 a から宅に面していた。被申請人が同工事に要した費用は 30 万 2 2 9 2 円である。

また、本件店舗の開店時点では、エアコンの室外機 5 台が、本件店舗東側（申請人 a から宅側）に設置されていた。

（甲 A 9 [2 頁]、乙 2、6 の 1・2、職 1 [2、14 頁]）

(イ) 申請人らは、平成 29 年 2 月 11 日の本件店舗開店後、被申請人に対し、本件店舗からの悪臭についての苦情を申し入れた。その際、申請人 a らは、被申請人に対し、排気ダクトの排出口を本件店舗西側（道路側）に移動するように求めた。また、申請人 b は、同月 16 日、熊本市の職員に対し、本件店舗から悪臭及び室外機騒音が生じているので、被申請人に対策をとるように伝えてほしいなどと述べた。

熊本市の職員は、同月 21 日、被申請人に対し、申請人らより苦情があったことを伝えたところ、被申請人は、近所付き合いは大事にしたいと考えており、排気ダクトを屋根の上から道路側に伸ばす工事を実施する予定であるなどと述べた。

（甲 A 9 [3 頁]、職 1 [3 頁]）

(ウ) 被申請人は、平成 29 年 2 月末頃、排気ダクトが本件店舗北側から本件店舗外に出るようにダクトの位置を変更し、さらに排気ダクトを本件店舗の屋根上まで延長する工事を実施した。これにより、排出口は本件店舗北側（申請人 a から宅駐車場側）に変更されたほか、排気ダクト

の排出口が下を向いた状態となった。被申請人が同工事に要した費用は26万9892円である。(甲A9 [3頁]、乙3、8の1・2、職1 [3、7頁])

(エ) 熊本市の職員は、平成29年3月1日、本件店舗周辺の現地確認を行ったが、本件店舗が営業しておらず臭気も感じられなかったことから、同月3日に再度現地確認を行い、排気ダクトの位置が上記(ウ)のとおり変更されていること、本件店舗からの臭気が改善されており、薄まっていることを確認した。そこで、同職員は、申請人aに対し、かなりの改善が見られるため、これ以上熊本市からの指導はできない旨伝えた。(甲A9 [3頁]、職1 [3、16、17頁])

(オ) 被申請人は、申請人らからさらに悪臭についての苦情を受けたことから、平成29年6月頃、別紙のとおり、排気ダクトを本件店舗北側外壁から西側外壁に沿って延長し、本件店舗西側(道路側)に排出口が来るように変更する旨の工事を実施した。また、被申請人は、同年8月頃、排気ダクトの排出口付近に塗装用フィルター2枚及び換気用フィルターを設置するためのステンレス製の箱を取付ける工事を実施した。被申請人が各工事に要した費用は合計27万2160円である。(乙4、5、9の1・2、10の1・2、職2 [4、5頁])。

イ 被申請人は、平成30年12月頃、本件店舗東側と申請人aら宅との間にアルミ製の外壁フェンスを設置する工事を実施した(ただし、同フェンス下部には隙間が空いており、フェンス自体も防音性能を備えているものではない。)。被申請人が同工事に要した費用は95万円である。(乙5、11の1・2、職2 [3頁]、職5 [2頁])

ウ 被申請人は、平成30年12月頃、本件店舗東側(申請人aら宅側)に設置されていたエアコンの室外機5台のうち2台を、本件店舗西側(道路側)に移設する工事を実施した。被申請人が同工事に要した費用は7万5

600円である。(乙12の1・2、審問の全趣旨)

エ 被申請人は、平成31年2月頃、本件店舗駐車場内でのアイドリングをやめることを求めるほか、「騒音や長時間の立ち話などは、ご近所のご迷惑になる事がございますので、御注意願います。」などの記載がある看板を作成し、本件店舗駐車場内に掲示した。被申請人が看板の作成等に要した費用は3万2400円である。(乙14の1～3)

オ 被申請人は、申請人aからの苦情を受け、遅くとも平成31年1月8日までには、深夜に行われていた本件店舗のゴミの回収時刻を午前9時30分頃に変更した(職2[7頁]、審問の全趣旨)。

カ 被申請人は、令和元年8月16日以降令和2年1月16日までの間に、本件店舗東側に設置されていた灯油ボイラー2台を本件店舗西側に、エアコン室外機1台を本件店舗南側に移設した。また、被申請人は、本件店舗東側に残ったエアコン室外機2台の側面を木枠で囲った上、上面の一部にアルミ板を取り付けた。(乙16、職2[4、8、9頁]、審問の全趣旨)

(3) 悪臭に関する規制及び本件調査について

ア 本件地域における悪臭に関する規制

(ア) 悪臭防止法は、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭に係る規制について定めたものであるが、実際の悪臭の規制に当たっては、各地方自治体が、その実情に応じて、①アンモニア、メチルメルカプタンその他の不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質で政令で定める「特定悪臭物質」による規制(物質濃度規制)と、②気体又は水に係る悪臭の程度に関する値であって、環境省令で定めるところにより、人間の嗅覚でその臭気を感じることができなくなるまで気体又は水を希釈した場合における、その希釈倍数を基礎として算定される「臭気指数」による規制(臭気指数規制)のいずれかを選択して規制を行うことができるとされている。(職5[1頁、添

付資料])

(イ) 熊本県及び熊本市においては、上記①の特定悪臭物質に関する物質濃度規制が採用され、上記②の臭気指数規制は採用されていないため、臭気指数に係る規制基準は設定されていない。

熊本県は、特定悪臭物質に関する物質濃度規制について、A基準適用地域とB基準適用地域を定めており、本件地域はA基準適用地域に当たる。A基準適用地域では、敷地境界における臭気強度（0から5までの6段階で示され、0は「無」臭、1は「やっと感知できるにおい（検知^{いき}閾値）」、2は「何のにおいであるかがわかる弱いにおい（認知閾値）」、3は「らくに感知できるにおい」、4は「強いにおい」、5は「強烈なにおい」である。）2.5に相当する物質濃度を規制基準値としている。

(職3 [参考資料1]、5 [1頁])

(ウ) 環境省環境管理局（当時）は、平成13年3月、上記②の規制に関し、規制を導入する際の規制地域、規制基準の設定方法等について「臭気指数規制ガイドライン」（本件ガイドライン）をとりまとめた。本件ガイドラインには、「業種別の臭気強度と臭気指数の関係」がまとめられており、飲食店においては臭気強度2.5が臭気指数1.4に、臭気強度3.0が臭気指数1.7に、臭気強度3.5が臭気指数2.1に相当するとされている。（職3 [3頁]、職5 [1頁、参考資料]）

イ 本件調査

(ア) 公害等調整委員会より委託を受けた中外テクノスは、令和2年1月16日、本件店舗に関する臭気測定調査（本件調査）を実施した。本件調査は、測定地点を申請人aら宅駐車場付近（地点A）、申請人aら宅玄関前（地点B）、本件店舗北側の窓（開放）外側（地点C）及び排気ダクト排出口の4点とし、ランチ営業の仕込みの時間帯（午前10時55分頃又は午前11時5分頃）とランチ営業時間内（午後0時15分頃

又は25分頃)の2回、ハンディポンプを用いて試料(空気)を採取し、平均的な正常者の嗅覚感度を有している判定者6名を用いて三点比較式臭袋法により判定する方法によって実施された。当日の風速は、地点A及び地点Bのいずれも0.5m/秒未満であった。(職3[1~3頁])

(イ) 本件調査の結果、仕込み時間内の測定における臭気指数は、地点Aで19、地点B及び地点Cでは14、排気ダクト排出口では27であった。また、ランチ営業時間内の測定における臭気指数は、地点Aで19、地点Bで15、地点Cで17であった。

また、中外テクノスの試料採取者が、同日午前9時頃から午後1時30分頃まで地点A及び地点Bにおける臭気強度の確認を行ったところ、地点Aにおいて午前11時5分頃及び午後0時5分頃に本件店舗からのものと考えられる臭気により臭気強度3、地点Aにおいて午前9時40分頃、地点Bにおいて午後0時15分頃に本件店舗からのものと考えられる臭気により臭気強度2.5が確認されたが、その他の時間帯においては、本件店舗外からの臭気(近隣での肥料散布等によるもの)が混ざっているか、臭気強度2以下であった。排気ダクトの排出口付近において臭気指数27が確認された午前10時50分頃における同場所の臭気強度は4であった。臭いの質については、ニンニク臭やチーズ臭、魚介のにおいなどが入れ替わって断続的に感じられるというものであった。

(職3[3~5頁])

(ウ) 本件調査当日のランチ営業時の来客数は42名であり、調査前約1か月(営業日数24日間)のランチ営業時の来客数は1日平均約38人である。また、本件調査の際、本件店舗ではニンニクを使用したトマトソースを作成、使用したところ、来店客のうちミンチカツ(トマトソース)又はハンバーグ(トマトソース)を注文したのは合計9人であり、調査前約1か月(営業日数24日間)のランチ営業時に上記各メニュー

を注文した人数は1日平均約3.6人であった。(審問の全趣旨)

(4) 騒音測定について

ア 規制基準

本件地域に係る騒音の規制基準(騒音規制法等に基づく特定工場等における規制基準)は、午前8時から午後7時までの間は65dB、午前6時から午前8時まで及び午後7時から午後10時までの間は60dB、午後10時から午前6時までの間は50dBとされている。ただし、本件店舗は、騒音規制法における特定工場等には当たらない。(甲A21、乙15、審問の全趣旨)

イ 熊本市による測定

(ア) 熊本市の職員は、令和元年6月21日から同月23日までの3日間、申請人aら宅西側と本件店舗東側の間の敷地境界付近において、ランチ営業前の仕込み時、ランチ営業時、ディナー営業時及び閉店後における本件店舗の調理音、エアコン室外機、給湯器、電話着信音にかかる騒音測定を実施した(以下「6月測定」という。)。6月測定における各時間帯の騒音レベルは、仕込み時及びランチ営業時(午前9時から午後3時まで)は54から55dB、ディナー営業時(午後5時30分から午後10時まで)は54から55dB、閉店後(午後10時から最大午後10時55分まで)は53から54dBであった。(甲A21)

(イ) 熊本市の職員は、令和元年11月22日、申請人aら宅西側と本件店舗東側の間の敷地境界付近において、本件店舗のランチ営業時(午後0時52分から午後1時12分まで)の騒音測定を実施した(以下「11月測定」という。)。11月測定における騒音レベルは49dBであった。(乙15)

(5) 申請人らの被害

ア 申請人bは、平成××年××月××日、e医院を受診して以降通院を継

続し、平成××年××月××日には不安神経症の診断を受けた。申請人bは、その後も吐き気等の症状により通院を継続し、薬の処方を受けている。

(甲A5～7、12、18、23、25、27、28、31、32、34)

イ 申請人ら宅には、いずれも24時間換気システムが設置されているが、申請人らは、本件店舗からの悪臭が室内に侵入するのを防ぐため、同システムを使用していない。また、申請人らは基本的に窓を閉めた状態で生活している。(職2 [13頁]、4 [7頁])

2 裁定委員会の判断

申請人らの本件各裁定申請は責任裁定申請であるところ、責任裁定申請が認められるためには、被申請人の加害行為が違法であるといえる必要がある。

本件店舗はレストランであり(前提事実(1)イ)、本件店舗の厨房において被申請人又は従業員が調理を行って客に提供しているほか、エアコン等の設備も設置されているから、本件店舗から一定の悪臭や騒音が生じており、それらが隣接地にある申請人ら宅に到達しているものと考えられる。しかし、本件店舗のような飲食店が営業を行う場合、一定の悪臭や騒音が生ずることはやむを得ないものであり、申請人らに悪臭や騒音が到達しているだけで被申請人の加害行為が違法であるとはいえないのであって、本件各裁定申請が認められるためには、本件店舗からの悪臭及び騒音が受忍限度を超えた違法なものであるといえる必要がある。

そして、申請人らの被害が、違法な権利侵害ないし利益侵害であるといえるか否かは、①侵害行為の態様、侵害の程度、②被侵害利益の性質と内容、③当該店舗等の所在地の地域環境、④侵害行為開始後の経過及び状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の諸般の事情を総合的に考察して、被害が一般社会生活上受忍すべき程度を超えるものであるかどうかによって決すべきである(最高裁平成6年3月24日第一小法廷判決・集民172号99頁参照)。

以下、この観点から検討する。

(1) 悪臭について

ア（ア） 本件店舗においては、午前11時30分からおおむね午後3時頃までのランチ営業と午後5時30分頃からおおむね午後10時頃までのディナー営業を行っており（認定事実(1)ア）、それぞれの営業の前後に各営業のための仕込みや準備、片付けが行われているものと考えられるところ、臭気が最も大きくなるのは、各営業の仕込み時又は調理が行われるランチ若しくはディナー営業時であると考えられるから、本件店舗の営業日の午前9時から午後1時30分頃までの間に行われた本件調査において測定された臭気は、本件店舗から生じる悪臭として強い部類に入るものといえる。また、本件調査は、本件店舗内厨房北側の窓の外（C地点）のほか、申請人aら宅の敷地内（地点A、B）での測定を実施したものであるが、申請人cら宅と比較して申請人aら宅の方が本件店舗内厨房及び排気ダクトの排出口との距離が近いことや、本件地域では西風が卓越していること（前提事実(2)ア～ウ、認定事実(1)イ）からすれば、申請人cら宅に到達する臭気が、申請人aら宅に到達するものよりも強いものになるとは考えられない。

申請人らは、本件調査当日、被申請人が通常時と異なる対応をとっていた旨主張する。しかし、本件調査当日の来客数及びニンニクが使用されているトマトソースを使用した料理（ミンチカツ、ハンバーグ）を注文した客数は、いずれも本件調査前1か月間の1日の平均客数を上回っており、中外テクノスの試料採取者もニンニク臭などを感じているし、本件調査が本件店舗内厨房北側の窓を開けた状態で実施されていることや、排気ダクトの排出口付近における測定において臭気指数27（臭気強度4）と強い臭気が確認されていることからすれば、本件調査当時の状況が、被申請人の通常の営業時と大きく異なるとは認められず、申請

人らの主張は採用できない。

また、申請人 a らは、本件店舗の閉店後や店休日にも臭気が生じている旨主張する。しかし、それらの時間帯に行われる片付けや翌日のための仕込み等により多少の臭気が生ずる可能性はあるとしても、営業日の仕込み時及びランチやディナーの営業時より強い臭いが生ずるとは考え難いし、熊本市の職員が店休日に本件店舗周辺の現地調査を行った際に臭気を確認できなかったこと（認定事実(2)ア（エ））や、本件調査日（ランチ営業後）に専門委員が本件店舗を確認した際、気になる臭気は確認できなかった旨述べていること（職5 [3頁]）からすれば、上記申請人 a らの主張は採用できない。

したがって、本件店舗からの悪臭の程度の評価については、本件調査における臭気測定の結果を前提として行うべきである。

(イ) 本件調査の結果によれば、排気ダクトの排出口を除く測定地点（地点AからC）において臭気指数が最大となったのは、仕込み時及びランチ営業時の排気ダクト排出口に最も近い地点Aであり、その臭気指数は19であった（認定事実(3)イ（イ））。本件地域のある熊本県及び熊本市において臭気指数規制は採用されていないが、専門委員の意見書（職5）でも指摘されているとおり、臭気の強さを考えるにあたっては、地方自治体が実情に応じて定めた特定悪臭物質に関する物質濃度規制及び本件ガイドラインを参考とすることには合理性があるというべきである。

物質濃度規制におけるA基準適用地域の臭気強度の規制基準値は2.5とされているところ、本件調査（地点AからC）における臭気指数の最大値は、臭気強度3.0（臭気指数17に相当）を超えるものであり、中外テクノスの従業員による臭気強度の測定においても、午前11時5分及び午後0時15分に臭気強度3（「らくに感知できるにおい」）が確認されている。

以上のとおり、本件店舗より生じている臭気は物質濃度規制の規制基準値を超える程度のものであり、軽微なものであるとはいえず、より排気ダクト排出口が申請人 a ら宅に近かった頃は、申請人らが感じる臭気はより強かった可能性もあるところ、申請人らは、平成 29 年 2 月に本件店舗が開店してから上記のような被害を受けるようになり、それ以降 5 年以上にわたり、日常的に上記のような臭気にさらされているのであるから、それによって苦痛を感じたり、窓を開けることを避けるなどの対応をとったりすることも十分理解できるところである。特に申請人 b については、吐き気等を感じて通院しなければならない状況となっている。これらの点からみると、本件店舗から生じる悪臭によって侵害されている申請人らの権利・利益は重要なものであり、その程度も軽微なものとはいえないというべきである。

(ウ) 他方で、本件調査においては、午前 9 時から午後 1 時 30 分までの間の臭気強度が確認されているが、常に規制基準値に相当する臭気指数 2.5 を超える状態であったものではなく、臭気指数 2 (認知閾値) やそれ以下の時間帯の方が多いところ、上記ア (ア) のとおり、本件調査を実施した時間帯は最も臭気が生ずる時間帯であると考えられるから、それ以外の時間帯において本件調査時のものを超える臭気が生ずることは少ないと考えられる。また、熊本市の職員は、排気ダクトの排出口が、現在の位置 (本件店舗西側) と比較してより申請人 a ら宅に近い位置 (本件店舗屋根上) にあった時点で臭気が改善していると判断しており (認定事実(2)ア (エ))、同程度の臭気であってもそれほど苦痛を感じない者もいると考えられる。申請人 b の診断書 (甲 A 5) には、深夜まで悪臭が生じているとの訴えがあった旨の記載があるが、上記のとおり、調理をしていない時間帯において強い臭気が生ずるとは考え難く、本件店舗からの臭気を気にするあまり、過敏に臭気を感じる状態となっ

ている可能性も否定できない。

イ また、被申請人は、申請人らからの苦情等を受けて、約85万円の費用をかけて、排気ダクトの延長や2度の排出口の位置変更を行った上、排気ダクトの排出口付近にフィルターを設置するなどしており（認定事実(2)ア（ア）～（ウ）、（オ））、申請人らの苦情や希望に従った対応を行っているといえるところ、被申請人のこれらの対応は、迅速な対応とまではいえないとしても、申請人らの苦情に対する相応の対応だと評価できるものである（なお、排気ダクトの排出口の本件店舗西側への移動は申請人の要望に沿ったものであるが、屋根上への変更については、申請人aらの希望によるものであることを裏付ける証拠は見当たらない。）。

ウ 加えて、本件地域は住居専用地域ではなく、店舗営業等が許されている地域であるところ、上記アのとおり、本件店舗からの臭気は営業時間中多くの時間帯で物質濃度規制の規制基準値を下回っており、一般的な飲食店と比較して強い臭気を生じていると認めるに足りる証拠はない。また、本件地域において臭気指数規制は行われておらず、被申請人による本件店舗の営業が何らかの行政法規に違反するものとは考えられない。

エ 以上の諸点を総合考慮すれば、本件店舗からの悪臭による申請人らの被害が受忍限度を超えるものであると認めることはできない。

(2) 騒音について

ア 申請人らは、本件店舗から生ずる騒音として、調理又は営業によって生ずる音（肉を叩くような音、冷蔵庫の開閉音、従業員の会話等）、エアコン室外機等の設備によって生ずる音、ゴミ回収車の音、主に来店客の発生させる音（本件店舗駐車場でのドアの開閉音、会話等）を挙げている。

イ（ア） 上記(1)（ウ）のとおり、本件地域は住居専用地域ではなく、店舗営業等が許されている地域であり、本件地域における騒音規制法における特定工場等に係る規制基準は、本件店舗におけるランチ営業のための

仕込み時及びランチ営業時（午前9時頃から午後3時頃まで）及びディナー営業のための仕込み時及びディナー営業時（午後5時頃から午後10時まで）は60から65 dB、閉店後（午後10時以降）は50 dBとされている（認定事実(4)ア）。本件店舗は騒音規制法上の特定工場等ではないが、上記規制基準は「生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的」として定められたものであるから（騒音規制法第1条）、その基準を超えていないということは、一般的に見て、生活環境に大きな影響を与えるものとはいえないと考えられる。

(イ) 6月測定における騒音レベルは、仕込み時、ランチ営業時及びディナー営業時など従業員や来店客が本件店舗内で調理や食事をしている時間帯では54から55 dB、閉店後の時間帯では53から54 dBであり（認定事実(4)イ）、上記規制基準値を超えるのは閉店後の時間帯のみである。また、3日間の測定期間中の各騒音レベル及び営業中と閉店後の時間帯における各騒音レベルにいずれも大きな差がないことからすれば、6月測定において確認された本件店舗からの主な騒音は、従業員や客の動作等によって生ずるものというよりは、設備等によって恒常的に生ずる音であると考えるのが相当であるところ、被申請人は、平成30年12月頃、本件店舗東側（申請人aら宅側）に設置されていたエアコン室外機2台を本件店舗西側（道路側）に移設し（認定事実(2)ウ）、さらに令和元年8月16日以降令和2年1月16日までの間に本件店舗東側に設置されていたボイラー2台及びエアコン室外機1台を本件店舗西側及び南側に移設し、本件店舗東側に残された室外機2台についても木製及びアルミ製の囲いを設置するなどしているのであり（認定事実(2)カ）、11月測定の際には、ランチ営業時の騒音レベルが49 dBとなっていたことからすると、設備の移設等により、ランチ営業時のみならず閉店後の騒音レベルも低下しているものと考えられる（なお、1

1月測定の時点でボイラーの移設等が実施されていたか否かは明らかではなく、ボイラーの移設等が11月測定後に実施されていた場合、現状の騒音レベルはさらに低下している可能性もある。)

以上のとおり、本件店舗から生ずる騒音は、従前よりほとんどの時間帯において規制基準値を超えるものではなく、被申請人の対応後にはより低下しているものといえる。

(ウ) また、被申請人は、上記(イ)記載の設備の移設等に加え、本件店舗駐車場に、来店客に騒音を発生させないような対応をとるように促す看板を掲示し(認定事実(2)エ)、深夜に行われていたゴミの回収時間帯を日中に変更する(認定事実(2)オ)などの対応を取っており、申請人らの苦情に対して、順次対応を取っていることが認められる(ただし、被申請人が設置した外壁フェンス(認定事実(2)イ)は下に隙間が空いており、フェンス自体に防音効果があるものではないことからすれば、防音対策としての効果が大きいものとは評価できない。)

(エ) これらの事情を総合考慮すれば、本件店舗からの騒音による申請人らの被害が軽微なものとはいえないとしても、申請人らの被害が、受忍限度を超えるものであると認めることはできない。

(3) まとめ

上記(1)及び(2)のとおり、本件店舗からの悪臭及び騒音による申請人らの被害は、いずれも受忍限度を超えるものと認めることはできず、違法な権利侵害ないし利益侵害があるということとはできない。

3 結論

以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、申請人らの本件各裁定申請は理由がないから、これらをいずれも棄却することとし、主文のとおり裁定する。

令和4年6月30日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 荒 井 勉

裁定委員 上 家 和 子

裁定委員 若 生 俊 彦

(別紙省略)